

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

下水道展'19 横浜市ブース企画運営等業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

3 プロポーザル参加事業者の資格（応募資格要件）

- (1) 参加者は、単独の法人・団体とする。
- (2) 参加者は、参加意向申出書提出の時点で平成 29・30 年度横浜市一般競争入札参加者有資格者名簿において、次の条件をすべて満たす者とする。
 - ア 営業種目：「イベント企画運営等」の順位が 1 位であり、細目：「会場設営」、「展示物作成」、「イベント企画」、「イベント運営」の全てが登録されている者。
 - イ 営業種目：「印刷物企画デザイン」が登録されている者。
- (3) 所在区分が「市内」または「準市内」で登録されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (5) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成 30 年 4 月 1 日）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (6) 同一参加者が複数の提案を行うことはできません。
- (7) 共同企業体として申し込むことはできません。
- (8) 提案書の提出以降は、提案内容や評価に影響がでるような業務体制の変更はできません。

4 参加意向申出書の提出

本要領等に基づきプロポーザル参加の意向について、次により提出をお願いします。

- (1) 提出期限 **平成 31 年 3 月 4 日（月） 17 時 00 分まで（必着）**
- (2) 提出先 **横浜市環境創造局下水道事業マネジメント課**
担当 **小川、森田**
〒231-0016 横浜市中区真砂町 2 丁目 22 番地（関内中央ビル 7 階）
（電話番号）045-671-2941
- (3) 提出方法 **持参**（土曜・日曜・祭日を除き、午前 8 時 45 分～午前 12 時 00 分、午後 1 時 00 分～午後 5 時 15 分の間に提出してください。）
- (4) 提出書類
 - ・参加意向申出書（様式 1）
 - ・誓約書（要領 1）※書類内容について不明な点などがある場合、担当者より参加意向申出書の提出者への問い合わせを行う場合があります。
- (5) 提出部数 **1 部**

5 提案資格確認結果通知書・プロポーザル関係資料提出要請書の送付

参加意向申出書の提出者について、プロポーザル参加事業者の資格を満たす者であるかを確認し、3月6日（水）までに、提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。あわせて、プロポーザル提案資格を満たす者にはプロポーザル関係資料提出要請書を電子メールにて送付します。（着信確認の返信を行ってください。）

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出書提出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

6 質問書(要領2)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（要領2）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル参加資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 **平成31年3月13日（水） 12時00分まで（必着）**

(2) 提出先 4(2)と同じ

（電子メール）ks-gijutukaihatu@city.yokohama.jp

(3) 提出方法 **電子メール**（word形式で添付してください。また、着信確認を行ってください。）

(4) 回答送付日及び方法 平成31年3月18日（月）電子メールによります。

(5) 電話等での問い合わせには応じませんので、質問内容が明確になるように記載してください。

7 提案書の提出

(1) 提出期限 **平成31年3月19日（火）9時00分から平成31年3月25日（月）12時00分まで（必着）**

(2) 提出先 4(2)と同じ

(3) 提出方法 4(3)と同じ

(4) 提出書類 ・提案書（様式5、要領3～7）
・参考見積書（様式自由、内訳書含む）

(5) 提出部数 紙媒体1部 電子データ1部（CD-R）

(6) その他 ・所定の様式以外の書類については受理しません。
・電子データについてはウイルスチェック済としPDF形式で提出してください。

8 提案書の内容

(1) 提案書（様式5）とあわせて、次の項目に関する提案を所定の様式に記入してください。

ア 参加者の概要（要領3）

イ 業務実施体制（要領4）

ウ 平成21年度から平成30年度までの類似業務リスト（要領5）

エ 課題に対する提案（要領6、7）

(2) 用紙の大きさは原則A4縦またはA3横とします。

- (3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
- ア 提案書の記載は文章での表現とし、図表等による説明の補足は自由とします。
 - イ 文字は注記等を除き、原則として 10.5 ポイント程度以上の大きさとしてください。
 - ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮してください。
 - エ 要領 6、7 に補足資料を添付する場合は、要領 6、7 とともにそれぞれ A 4 判用紙 5 枚以内に収めてください。(A 3 判 1 枚は、A 4 判 2 枚と換算します)

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日 平成 31 年 3 月 28 日 (木) を予定
- (2) 実施場所 関内中央ビル 6 階協議室 (予定)
横浜市中区真砂町 2 丁目 22 番地
- (3) 内容 ヒアリング当日は既に提出している提案書にもとづいて提案内容を説明してください。ヒアリング時間は質疑応答などを含め、約 15 分を想定しています。
提案書の要領 5～7 には提案者の会社名の記載や会社名が特定されるような表現は控えてください。記載があった場合事務局で黒塗りにした上で評価委員会に配布します。
- (4) 出席者 実施責任者を含む 3 名以下としてください。
- (5) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

10 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	環境創造局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	下水道展'19 横浜市ブース企画運営等業務委託評価委員会
所 掌 事 務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価・選定に関すること
委 員	環境創造局 総務部長 政策調整部長 環境管理課長 公園緑地整備課長 公園緑地維持課長 下水道施設管理課長 管路保全課長 技術監理課長 経理経営課長	環境創造局 管路保全課長 下水道施設管理課長 政策課下水道政策調整担当課長 下水道事業マネジメント課技術開発・国際担当課長 政策課環境プロモーション担当課長 公園緑地維持課長 環境管理課長

11 評価項目

本プロポーザルで評価する項目は、次のとおりです。

評価項目		配点
1 業務実施体制	担当者の経験や役割分担等の執行体制	10
2 類似業務の実績	類似業務の実績（※）	10
3 提案内容 1	(1) 全体的なブースデザイン テーマや対象、アネックスホールの注意事項に沿ったデザインとなっているか。 (2) 入口部分のデザイン インパクトや華やかさ (3) レイアウト・動線 来場者の安全性や人の流れや滞留を考慮した動線、内容に沿ったレイアウトになっているか。	50
4 提案内容 2	(1) グリーンインフラとガーデンシティをイメージしたスペースのデザイン 趣旨を理解し表現できているか。 (2) 写真撮影コーナーのデザイン テーマに沿った魅力的なコーナーになっているか	30

※類似業務とは展示会において 100m²～200m² のブースのデザインから展示物の製作、設営、撤去までを行った業務を指す。

12 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して委員会評価委員との接触があった者

ク ヒアリングに出席しなかった者

(3) 関係団体との接触の禁止

本プロポーザル業務の提案書作成にかかる目的で、本市関係者との接触を禁止します。

(4) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により 4 月下旬ごろの通知を予定しています。

(5) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とします。

カ 提出された書類は、返却しません。

(8) その他

ア プロポーザルに記載した担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ プロポーザルのために本市が作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ プロポーザルの参加に際して生じる費用はすべて応募者の負担とし本市は一切の費用を負担しません。

エ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

オ 評価委員会は非公開とします。

カ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

キ 特定されたプロポーザルを提出した者とは、後日、特定された提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。

ク 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

ケ 概算業務価格は7,500千円（税込）を限度とします。

なお、平成31年度予算が横浜市議会において議決されることを条件とします。予算の議決がされないときは成立しません。